

鹿 児 島 県 公 報

平成30年6月8日（金）第3423号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 （ 毎 週 火 ， 金 ）

目 次

（※については例規集登載事項）

ページ

告 示

- 入会林野整備計画の認可申請に係る適否の決定（森林経営課取扱い） 1
- 保安林の指定（森づくり推進課取扱い） 2
- 救急病院等の認定（保健医療福祉課取扱い） 2
- 生活保護法等に基づく指定医療機関等の廃止（社会福祉課取扱い） 2
- 生活保護法等に基づく医療機関等の指定（3件）（社会福祉課取扱い） 3
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定の辞退（2件）（障害福祉課取扱い） 5
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定（3件）（障害福祉課取扱い） 5
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定の更新（2件）（障害福祉課取扱い） 6
- 漁船保険義務付保発起の届出及び指定漁船調書の縦覧（水産振興課取扱い） 6
- 漁獲共済に係る区域及び区分の設定（水産振興課取扱い） 7
- 家畜伝染病の発生（畜産課取扱い） 7
- 土地改良区の役員の就退任の届出（2件）（農地整備課取扱い） 7
- 土地改良区の役員の就任の届出（農地整備課取扱い） 9
- 県営土地改良事業の換地計画の決定（農地整備課取扱い） 9
- 鹿児島県建設工事請負契約書標準書式の一部改正（※）（監理課取扱い） 9
- 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の廃止（始良・伊佐地域振興局取扱い） 9
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定（始良・伊佐地域振興局取扱い） 10
- 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の廃止（大隅地域振興局取扱い） 10
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の廃止（大隈地域振興局取扱い） 10

公 告

- 宅地建物取引業者の免許取消し公告（建築課取扱い） 10
- 開発行為に関する工事の完了公告（建築課取扱い） 11

監 査 委 員 告 示

- 包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名及び住所並びに監査の事務を補助できる期間（監査委員事務局取扱い） 11

監 査 委 員 公 表

- 監査結果の報告に係る措置の公表（監査委員事務局取扱い） 12
- 包括外部監査結果の報告に係る措置の公表（監査委員事務局取扱い） 12

告 示

鹿児島県告示第648号

入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和41年法律第126号）第6条第

1項の規定により、南さつま市上野入会林野整備組合代表者竹山淳一からなされた上野入会林野整備計画の認可の申請を平成30年5月31日適当と決定したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該入会林野整備計画に関係のある土地又はその土地に定着する物件の所有者その他これらの土地又は物件に関し権利を有する者は、当該決定に対して異議があるときは、縦覧期間の満了する日の翌日から起算して30日を経過する日までに、鹿児島県知事に対して異議の申出をすることができる。

平成30年6月8日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 縦覧書類の名称
入会林野整備計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成30年6月8日から同年7月9日まで
- 3 縦覧場所
鹿児島県環境林務部森林経営課及び南薩地域振興局農林水産部林務水産課並びに南さつま市役所金峰支所

鹿児島県告示第649号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

平成30年6月8日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 保安林の所在場所
大島郡大和村大字思勝字思勝323番イ、372番、373番イ、373番ロ、374番、字岸道378番、381番から383番まで、386番
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び大和村役場に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第650号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により、次の診療所を救急診療所として認定した。

平成30年6月8日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 診療所の名称及び所在地

診 療 所 の 名 称	所 在 地
中野脳神経外科	鹿児島市東開町3番地163

- 2 認定の有効期限
平成33年7月6日

鹿児島県告示第651号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止の届出があった。

平成30年6月8日

鹿児島県知事 三反園訓

名 称	所 在 地	廃止年月日
小瀬田診療所	熊毛郡屋久島町小瀬田849番18	平成30年3月31日
カノン薬局	始良市加治木町本町378番地1	平成30年3月31日
Y'sデンタルクリニック	薩摩川内市田崎町1071-1	平成30年3月31日
内科耳鼻咽喉科徳重クリニック	始良市加治木町新富町110	平成29年12月31日
しおかぜ薬局	出水郡長島町指江87番地9	平成30年3月31日
吉嶺歯科医院	枕崎市住吉町122	平成30年4月30日
さわたりクリニック	伊佐市大口里字朝日町3040-1	平成30年3月31日
瀬戸内町巡回診療車	大島郡瀬戸内町古仁屋瀬久井西13番地2	平成30年3月31日
太田歯科クリニック	出水市野田町下名5390-5	平成30年3月31日

鹿児島県告示第652号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、次のとおり指定医療機関として指定した。

平成30年6月8日

鹿児島県知事 三反園訓

名 称	所 在 地	指定年月日
いろは薬局	南さつま市加世田東本町9番地3	平成30年4月1日
小瀬田みんなの診療所	熊毛郡屋久島町小瀬田849-18	平成30年4月1日
クローバー歯科スマイルクリニック	志布志市志布志町安楽字別府1965番1	平成30年4月1日
ユニファーマシーかじのき薬局	始良市加治木町仮屋町2番1	平成30年5月1日
にしあいら薬局	始良市西始良一丁目22番8-1号	平成30年5月1日

鹿児島県告示第653号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、次のとおり指定介護機関として指定した。

平成30年6月8日

鹿児島県知事 三反園訓

事 業 者		事 業 所		指定年月日	サービスの種類
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地		
特定非営利活動法人サテター	阿久根市脇本1920番地1	小規模多機能ホーム希望の杜脇本	阿久根市脇本1920番地1	平成30年4月1日	小規模多機能型居宅介護，介護予防小規模多機能型居宅介護

指宿市	指宿市十町2424番地	指宿市地域包括支援センター	指宿市十町2424番地	平成30年 1月1日	介護予防 支援
株式会社エルリストン	出水市上知識町806番地	レストケア出水在宅医療センター (レストケア出水ケアプランセンター)	出水市上知識町806番地	平成30年 3月1日	居宅介護 支援
社会福祉法人南さつま市社会福祉協議会	南さつま市加世田川畑2641番地2	南さつま市地域包括支援センター	南さつま市加世田川畑2650番地1	平成30年 4月1日	介護予防 支援
社会福祉法人大川福祉会	南九州市穎娃町別府6597番地3	グループホームぼだい樹	南九州市穎娃町別府2796番地1	平成30年 2月1日	認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護
医療法人碧山会記念クリニック奄美	奄美市笠利町節田字大湊1450-1	記念クリニック奄美	奄美市笠利町節田字大湊1450-1	平成30年 1月1日	訪問看護、介護予防訪問看護
唯吉敏子	奄美市名瀬長浜町21-11	中江薬局	奄美名瀬長浜町21-11	平成30年 5月1日	居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導

鹿児島県告示第654号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、次のとおり指定施術機関として指定した。

平成30年6月8日

鹿児島県知事 三反園訓

氏 名	施術所の名称及び所在地	指定年月日	施術の種類
永峯利明	永峯整骨院 霧島市隼人町内山田2-2-13	平成30年 4月1日	あん摩マッサージ指圧、はり、きゅう、柔道整復
永吉司	鹿屋接骨院 鹿屋市白崎町2-10	平成30年 4月1日	柔道整復
中尾純也	スター整骨院イオン始良院 始良市西餅田264-1イオンタウン始良西街区2F203-2	平成30年 4月19日	はり、きゅう、柔道整復

崎原真樹	整骨院つむぎ 奄美市名瀬有屋町9-18-1F	平成30年 5月1日	柔道整復
水野幼菜	KE i ROW霧島ステーション 霧島市隼人町真孝177-7	平成30年 4月1日	はり、きゅう
木場寿貢	あおい整骨院 霧島市国分名波町10-17	平成30年 3月12日	柔道整復
廣庭一正	はびねす整骨院 始良市宮島町14-1	平成30年 4月18日	柔道整復

鹿児島県告示第655号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第65条の規定により、指定自立支援医療機関から次のとおり指定の辞退の申出があった。

平成30年6月8日

鹿児島県知事 三反園訓

病院又は診療所		辞退年月日	自立支援医療の種類
名称	所在地		
医療法人光与会と論中央クリニック	大島郡与論町茶花2184番地	平成30年 5月18日	精神通院医療

鹿児島県告示第656号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第65条の規定により、指定自立支援医療機関から次のとおり指定の辞退の申出があった。

平成30年6月8日

鹿児島県知事 三反園訓

薬局		辞退年月日	自立支援医療の種類
名称	所在地		
さくらの里薬局	伊佐市大口里字羽祢田151番2	平成30年 5月31日	精神通院医療

鹿児島県告示第657号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

平成30年6月8日

鹿児島県知事 三反園訓

病院又は診療所		指定年月日	自立支援医療の種類
名称	所在地		
クリニック1にしあいら	始良市西始良一丁目20番2号	平成30年 6月1日	精神通院医療
厚地かもいけクリニック	鹿児島市東郡元町11番6号	平成30年 6月1日	精神通院医療
米ノ津メンタルクリニック	出水市米ノ津町20番22号	平成30年 6月1日	精神通院医療

鹿児島県告示第658号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

平成30年6月8日

鹿児島県知事 三反園訓

薬局		指定年月日	自立支援医療の種類
名称	所在地		

三文字薬局	阿久根市脇本7995番地1	平成30年 6月1日	育成医療・更 生医療
きずな薬局平佐店	薩摩川内市平佐町3739番地6	平成30年 6月1日	育成医療・更 生医療

鹿児島県告示第659号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

平成30年6月8日

鹿児島県知事 三反園訓

薬 局		指定年月 日	自立支援医療 の種類
名 称	所 在 地		
にしあいら薬局	始良市西始良一丁目22番8-1号	平成30年 6月1日	精神通院医療
ユニファーマシーかじのき薬局	始良市加治木町仮屋町2番1	平成30年 6月1日	精神通院医療
きずな薬局平佐店	薩摩川内市平佐町3739番地6	平成30年 6月1日	精神通院医療
かもいけ電停前さくら薬局	鹿児島市鴨池一丁目31番11号	平成30年 6月1日	精神通院医療
はるやま薬局	鹿児島市春山町1919-1	平成30年 6月1日	精神通院医療
いろは薬局	南さつま市加世田東本町9番地3	平成30年 6月1日	精神通院医療

鹿児島県告示第660号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

平成30年6月8日

鹿児島県知事 三反園訓

病 院 又 は 診 療 所		更新年月 日	自立支援医療 の種類
名 称	所 在 地		
医療法人仁心会福山病院	霧島市福山町福山771	平成30年 6月1日	育成医療・更 生医療

鹿児島県告示第661号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

平成30年6月8日

鹿児島県知事 三反園訓

薬 局		更新年月 日	自立支援医療 の種類
名 称	所 在 地		
寿八丁目薬局	鹿屋市笠之原町29番5号	平成30年 6月1日	精神通院医療

鹿児島県告示第662号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため、次のとおり届出があった。

また、当該届出に係る指定漁船調書を平成30年6月8日から同月22日まで東桜島漁業協同組

合事務所において縦覧に供する。

平成30年6月8日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 発起人の住所及び氏名
鹿児島市野尻町275番地 磯辺昭信
鹿児島市東桜島町467番地の1 竹之下次雄
鹿児島市野尻町275番地 磯辺昭之
- 2 加入区
東桜島加入区
- 3 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
東桜島漁業協同組合

鹿児島県告示第663号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第105条第1項第2号ロの規定により、同法第104条第2号に掲げる漁業の漁獲共済に係る区域及び区分を次のように定めた。

なお、この告示は、その共済責任期間の開始日が平成30年6月8日以後の日である共済契約について適用し、その共済責任期間の開始日が同日前の日である共済契約については、なお従前の例による。

また、平成23年6月24日鹿児島県告示第667号（漁獲共済に係る区域及び区分の設定）は、廃止する。

平成30年6月8日

鹿児島県知事 三反園訓

区 域	区 分
西之表市国上区域 （西之表市国上の地区）	(1) 主として一本釣り漁業を営む漁業、主としてひき縄漁業を営む漁業又は小型定置漁業を営む漁業 (2) 主としてきびなごさし網漁業を営む漁業 (3) 主として磯建網漁業を営む漁業 (4) (1)から(3)までに掲げる漁業以外の漁業

鹿児島県告示第664号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第1項の規定により、次のとおり家畜伝染病が発生した旨の届出があった。

平成30年6月8日

鹿児島県知事 三反園訓

家畜伝染病の種類 ヨーネ病（牛）

家畜の種類 牛

患畜及び疑似患畜の区分	発生頭数	発生の場所	発生日月日
患畜	1	南九州市	平成30年5月25日

鹿児島県告示第665号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、肝属南部土地改良区の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成30年6月8日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 就任した役員の氏名及び住所
理事 今村 利和 肝属郡錦江町神川700番地
理事 池之迫幸市 肝属郡南大隅町根占山本4525番地
理事 木場 一昭 肝属郡錦江町神川679番地
（任期 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで）
- 2 退任した役員の氏名及び住所

理事 城下 俊郎 肝属郡錦江町城元1019番地1
理事 中村 八男 肝属郡南大隅町根占山本7012番地2
理事 楠元 忠洋 肝属郡錦江町田代麓5177番地17

鹿児島県告示第666号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、曾於東部土地改良区の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成30年6月8日

鹿児島県知事 三反園訓

1 就任した役員の氏名及び住所

理事 山口 裕之 曾於市末吉町岩崎3261番地1
理事 平澤津孝志 曾於市末吉町南之郷10899番地
理事 森岡 俊弘 曾於市末吉町二之方4259番地
理事 川嶋 一郎 曾於市末吉町岩崎2951番地
理事 今鶴 治信 曾於市末吉町南之郷5264番地
理事 石脇 勝 曾於市末吉町南之郷9361番地
理事 谷口 泉 志布志市松山町新橋4632番地
理事 吉留 睦雄 志布志市松山町尾野見1872番地
理事 大原 雅隆 志布志市松山町新橋1730番地6
理事 笹川 誠 志布志市松山町泰野201番地
理事 白坂 正治 志布志市松山町泰野2704番地7
理事 新村 善次 志布志市松山町尾野見2500番地
理事 下平 晴行 志布志市志布志町帖12048番地5
理事 中山 信彦 志布志市志布志町帖4791番地3
理事 池田 幸春 志布志市志布志町内之倉3515番地1
理事 有馬 英昭 志布志市志布志町田之浦361番地5
理事 坪田 則義 志布志市志布志町内之倉2240番地6
理事 鬼塚 良望 志布志市志布志町志布志1067番地2
監事 熊野廉太郎 志布志市志布志町内之倉1829番地3
監事 伊達 幸夫 曾於市末吉町二之方3977番地2
監事 加世田 孝 志布志市松山町新橋4237番地2

（任期 平成30年4月1日から平成34年3月31日まで）

2 退任した役員の氏名及び住所

理事 橋口 康則 曾於市末吉町岩崎6089番地
理事 平澤津孝志 曾於市末吉町南之郷10899番地
理事 森岡 俊弘 曾於市末吉町二之方4259番地
理事 川嶋 一郎 曾於市末吉町岩崎2951番地
理事 今鶴 治信 曾於市末吉町南之郷5264番地
理事 石脇 勝 曾於市末吉町南之郷9361番地
理事 上村 環 志布志市松山町尾野見376番地
理事 吉留 睦雄 志布志市松山町尾野見1872番地
理事 大迫 哲夫 志布志市松山町新橋6784番地
理事 笹川 誠 志布志市松山町泰野201番地
理事 白坂 正治 志布志市松山町泰野2704番地7
理事 谷口 泉 志布志市松山町新橋4632番地
理事 本田 修一 志布志市有明町伊崎田797番地
理事 中山 信彦 志布志市志布志町帖4791番地3
理事 池村 忍 志布志市志布志町内之倉436番地
理事 有馬 英昭 志布志市志布志町田之浦361番地5
理事 坪田 則義 志布志市志布志町内之倉2240番地6

理事 鬼塚 良望 志布志市志布志町志布志1067番地2
 監事 熊野廉太郎 志布志市志布志町内之倉1829番地3
 監事 伊達 幸夫 曾於市末吉町二之方3977番地2
 監事 加世田 孝 志布志市松山町新橋4237番地2

鹿児島県告示第667号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、曾於南部土地改良区の役員の就任について次のとおり届出があった。

平成30年6月8日

鹿児島県知事 三反園訓

就任した役員の氏名及び住所

理事 下平 晴行 志布志市志布志町帖12048番地5
 （任期 平成30年3月30日から平成33年3月31日まで）

鹿児島県告示第668号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、土地改良事業県営畑地帯総合整備（担い手育成型）朝知野地区の換地計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

平成30年6月8日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 縦覧書類の名称
換地計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成30年6月11日から同年7月6日まで
- 3 縦覧場所
和泊町役場耕地課

鹿児島県告示第669号

平成8年9月27日鹿児島県告示第1400号（鹿児島県建設工事請負契約書標準書式）の一部を次のように改正し、平成30年6月8日から施行し、同日以後に新たに締結する建設工事の契約（平成28年4月1日から平成30年6月7日までの間に締結された契約を変更する契約（前払金を当該工事の現場管理費及び一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用に係る支払に充当することを目的とするものに限る。）を含む。）について適用する。

平成30年6月8日

鹿児島県知事 三反園訓

建設工事請負契約書第36条ただし書中「平成30年3月31日」を「平成31年3月31日」に、「平成29年4月1日」を「平成30年4月1日」に改める。

始良・伊佐地域振興局告示第9号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の20第4項の規定により、指定障害児通所支援事業者から次のとおり指定通所支援の事業の廃止の届出があった。

平成30年6月8日

始良・伊佐地域振興局長 下村一彦

事業所		指定障害児通所支援事業者			廃止年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
療育の家あさがお	始良市東餅田3723番地6	特定非営利活動法人 t a l i	始良市東餅田1796番地24	川崎 徹	平成30年1月19日	児童発達支援，放

						課後等デ イサービ ス
--	--	--	--	--	--	-------------------

始良・伊佐地域振興局告示第10号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

平成30年6月8日

始良・伊佐地域振興局長 下村一彦

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
きりしま重度障がい者支援センターいぶき	霧島市国分重久319-11	特定非営利活動法人Ryouiku Circleはなはな	霧島市国分郡田238番地1	前原 利彦	平成30年4月1日	生活介護

大隅地域振興局告示第18号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の20第4項の規定により、指定障害児通所支援事業者から次のとおり指定通所支援の事業の廃止の届出があった。

平成30年6月8日

大隅地域振興局長 堀之内健郎

事業所		指定障害児通所支援事業者			廃止年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
にこにこはうす	志布志市志布志町帖6571番地9	社会福祉法人愛泉福祉会	志布志市志布志町帖6571番地15	吉徳 伸一	平成30年5月1日	保育所等訪問支援

大隅地域振興局告示第19号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があった。

平成30年6月8日

大隅地域振興局長 堀之内健郎

事業所		指定障害福祉サービス事業者			廃止年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
ワークリンク	志布志市志布志町帖6738番地5 長倉ビル1階	一般社団法人串間スポーツクラブ	宮崎県串間市大字西方4212番地	金川 敏洋	平成30年5月1日	就労継続支援A型

公 告

宅地建物取引業者の免許取消し公告

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第66条第1項の規定により、次のとおり宅地建物取引業者の免許を取り消した。

平成30年6月8日

鹿児島県知事 三反園訓

1 被処分者

商号又は名称	代表者氏名	主たる事務所の所在地	免許年月日	免許証番号

メイト	田尻 守利	鹿児島市星ヶ峯1 -11-5	平成25年 5月31日	鹿児島県知事（4） 第4556号
-----	-------	-------------------	----------------	---------------------

2 処分の年月日
平成30年5月29日

3 適用条文
宅地建物取引業法第66条第1項第1号

開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成30年6月8日

鹿児島県知事 三反園訓

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

始良市加治木町反土字新田4番・15番合併20, 4番・15番合併24, 4番・15番合併25, 4番・15番合併26, 4番・15番合併27, 4番・15番合併31, 4番・15番合併32, 4番・15番合併145, 4番・15番合併146, 4番・15番合併158, 4番・15番合併177, 4番・15番合併179, 4番・15番合併180, 4番・15番合併220, 4番・15番合併228, 4番・15番合併229, 4番・15番合併231, 4番・15番合併333, 4番・15番合併340, 4番・15番合併341, 4番・15番合併343, 4番・15番合併344, 4番・15番合併345, 4番・15番合併348, 4番・15番合併365, 4番・15番合併366, 4番・15番合併367, 4番・15番合併368, 4番・15番合併369, 4番・15番合併375, 4番・15番合併376, 4番・15番合併377及び4番・15番合併25地先水路の一部

2 公共施設の種類, 位置及び区域

道路 始良市加治木町反土字新田4番・15番合併20の一部, 4番・15番合併27の一部, 4番・15番合併31の一部, 4番・15番合併158の一部, 4番・15番合併177の一部, 4番・15番合併333の一部, 4番・15番合併344の一部及び4番・15番合併25地先水路の一部

3 開発許可を受けた者の住所及び名称並びに代表者の氏名

鹿児島市宇宿二丁目9番11号
株式会社土佐屋
代表取締役 岡部龍一郎

監 査 委 員 告 示

監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第1項の規定による協議が調ったので、包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名及び住所並びに当該監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間を次のとおり告示する。

平成30年6月8日

鹿児島県監査委員 長野 信弘
同 大藪 豊
同 田之上耕三
同 桃木野幸一

1 包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名及び住所

氏 名	住 所
古川 康郎	鹿児島市堀江町8番19-1305号
松野下剛市	日置市伊集院町妙円寺二丁目38番地9
松枝 千鶴	鹿児島市柳町2番14-1202号
大野 竜也	鹿児島市三和町58番2号

2 包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間

平成30年6月8日から平成31年3月31日まで

監 査 委 員 公 表

監査委員公表第8号

平成30年3月23日付け監査第113号の監査結果に基づき、平成30年5月10日付け鹿教総第71号で鹿児島県教育委員会から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により次のとおり公表する。

平成30年6月8日

鹿児島県監査委員	長野 信弘
同	大藪 豊
同	田之上耕三
同	桃木野幸一

文書注意事項

機 関 名	事 項 の 内 容	講 じ た 措 置 の 内 容
楠隼高等学校	公用車の物品事故により、損害が発生している。	寮職員研修会や職場研修において、交通ルールの遵守及び交通事故・違反の防止に関する注意喚起を行った。
鹿児島聾学校	平成28年度に支払うべき委託費を、平成29年度に支払っているものがある。	1 執行管理表を作成し、事務室内での相互確認を徹底するなどチェック体制の強化を図った。 2 自主検査の強化及び所属相互間の自主検査の積極的な推進を図ることとした。
申木野養護学校	業務委託について、契約時点及び履行時点の確認が適正でなかったことから、変更契約を行っていないものがある。	1 仕様書の点検回数と契約書上の点検回数が異なる点については、業者と協議の上、変更契約を行った。 2 会計書類については、必ず複数人で確認を行うよう、チェック体制の強化を図った。 また、職場研修や会計職員研修を通して、契約事務に係る手続きについて理解を深めることとした。 3 自主検査の強化及び所属相互間の自主検査の積極的な推進を図ることとした。
出水養護学校	パソコンの物品事故により、損害が発生している。	1 事故当事者に対し再発防止を指導した。 2 職員会議において、県有物品の取扱いについて万全の注意を払うよう指導した。

監査委員公表第9号

平成30年3月30日付けで公表した包括外部監査の結果に基づき、平成30年5月1日付け鹿教総第50号で鹿児島県教育委員会から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、次のとおり公表する。

平成30年6月8日

鹿児島県監査委員	長野 信弘
同	大藪 豊
同	田之上耕三
同	桃木野幸一

「包括外部監査の結果に関する報告及び同報告に添えて提出する意見」に基づく措置
監査テーマ 物品の取得、管理及び処分等について

監査の結果	措置の内容
<p>報告書中</p> <p>2.6.5 加治木工業高等学校</p> <p>5. 監査の実施結果</p> <p>（指摘）現物と台帳との相違について</p> <p>台帳上廃棄処理をしているにも拘わらず、直流電圧計、実験用電源装置、レバーシャー及び変圧器（PCBが含まれている。）について、現物が存在する。</p> <p>（意見）展示教材目的の物品について</p> <p>所有物品において工業高等学校ならではの資料的な、教材として価値がある物品も多いと思われる。</p> <p>いわゆる使用という意味での「供用」とは異なる意味合いを持つ「物品」も多い。使用されていないから、すぐ廃棄ということにはならない。例えば、現行品として使用体験するための物品か、昔の使用方法を体験するための物品か、現存数の少ない資料的価値も高い物品か、さらに、教材として展示して維持すべき物品かなど、適切に分類し、分類結果に応じた管理方法を検討する、そして、その時点で廃棄処分する物品についても明確にすることが必要と考える。</p> <p>（意見）滞留薬品の管理について</p> <p>「物品出納簿（毒劇物用）」「物品（毒劇物）受払簿」を調査したところ、硝酸、メタノール、シュウ酸ナトリウム、酢酸銅他複数の薬品の平成28年度払出数量はゼロであった。</p> <p>これらの薬品の使用目的は実験学習用であるが、実験方法が変わったことにより、今後使用の可能性が乏しいものもあった。</p> <p>使用見込みのない劇物については、不測の事故を予防するためにも出来るだけ早急に処分すべきと考える。</p> <p>加えて、シュウ酸ナトリウムについては、当年度の払出がないにも関わらず年度末付近に購入している。限られた予算の有効利用のためにも、過剰在庫とならないよう購入時の管理を強化されたい。</p> <p>（意見）毒薬・劇薬等以外の薬品の管理について</p> <p>会計規則第125条では、毒薬・劇薬等以外の薬品については備品原票への登記及び受払簿の記載が省略される。しかしながら、学校においては生徒の安全を守る義務があることから、事故防止の</p>	<p>台帳上、廃棄処理をしているにもかかわらず、現物が存在する直流電圧計、実験用電源装置、レバーシャーについては、平成30年度に速やかに廃棄することとした。</p> <p>また、PCBが含まれている変圧器についても、関係課と調整の上、平成30年度に廃棄処理することとした。</p> <p>使用不可にもかかわらず、廃棄処分していない物品については、備品原票に使用目的を記入することとし、それ以外の不用な物品については、平成30年度に速やかに廃棄処分することとした。</p> <p>現在、保有している薬品のうち、今後使用見込みのない薬品については、速やかに廃棄処分を行うこととした。</p> <p>また、薬品購入の際は、授業計画等を精査し、必要最小限の購入に止め、適正な管理に努めることとした。</p> <p>生徒の安全管理の必要性を鑑み、毒薬、劇薬以外の薬品についても受払簿を作成し、管理の徹底を図ることとした。</p>

ため、毒物・劇薬以外の薬品においても受払簿を作成することが望まれる。

報告書中

2.6.6 楠隼高等学校

5. 監査の実施結果

（指摘）「借受物品原票」の手書き修正について
教材管理システム一式の「借受物品原票」が平成27年4月1日から、手書きで平成27年3月31日に訂正してあった。財務会計システムでは、データの正確性を担保するため、データの修正は年度内でしかできない仕様になっている。したがって、このような場合は、データを修正することはできず、手書きで修正するしかない。このような事態を避けるためにも、データ登録時及び決算時の入力チェックが必要である。

また、物品供用簿は上記修正がされていなかったため、「借受物品原票」と「物品供用簿」が相違していた。「借受物品原票」を修正した際には、「物品供用簿」も漏れなく修正すべきである。

（意見）借受品の「借受物品原票」の貼付について

借受品についての「借受物品原票」の貼付の有無が、課又は教育委員会により異なっていると思われる。

物品の管理としては、貼付されているものとなんが混在している状況は適当ではないため、基本的には全ての現品に対して、物品を特定するための何らかの目印が付けられる必要があると思われる。

（意見）閲覧・貸出図書類の期末数量、金額の入力について

年度末の普通物品出納計算書作成業務において、閲覧・貸出図書類（分類1-11-2）は数量と金額合計を一括入力することとされており、当校では外部業者の図書管理システム上の数量と金額を入力している。

ここで、年度末時点において一定期間返却がされず、その原因も不明なものが発生する可能性があるとのことであった。これに関しては、通常、一定期間返却がされず、その原因も不明なものは紛失（払出し）処理をすべきと考えられるものの、出納計算書作成における取扱いルールが定められていない。

年度末時点での閲覧・貸出図書類の紛失の実態について普通物品出納計算書に適正に反映させるためにも、一定期間返却がされずその原因が不明な図書に関する紛失（払出し）処理のルールを明確化することが必要ではないかと考える。

（意見）ホームページでの学校紹介について

楠隼高等学校（及び楠隼中学校）の新設寄宿舎

指摘を受けた「物品供用簿」の修正漏れについては、速やかに修正を行った。

また、データ登録時や決算時に「借受物品原票」と「物品供用簿」が同時に確認できるよう、決裁の流れを見直すとともに、複数人でのチェックを徹底することとした。

保有する全ての物品への備品整理票の貼付を徹底することとし、複数物品を一式で一括登録している物品については、学校独自でシール等を作成・貼付することにより、適正な管理に努めることとした。

返却されない図書の取扱いについては、返却予定日から2週間を過ぎた時点で図書委員（生徒）から、該当生徒へ返却を促す。1月過ぎても返却されない場合は担任から該当生徒へ指導を行う。2月過ぎても返却されない場合は保護者へ連絡をし返却を促すこととした。これらの措置を行っても返却がなされない場合は、年度末に再度督促を行うことをルール化した。

ホームページに掲載する施設写

を視察した。木材を生かした広い廊下や最新の施設等を有し、快適で学習機能も充実した寄宿舎であり、見学者・保護者等も非常に満足されているとのことであった。

ただ、現在のホームページ「寮生活」における掲載写真は、視察時において非常に特徴的な印象の直線的で幅広な廊下等も掲載されていないことや写真のサイズがコンパクトなこともあってか、必ずしも実際の寄宿舎の魅力が十分に伝わっていないように感じる。

全国に誇れる有数の学習環境や生活環境等を備えた寄宿舎と思われるため、他校に比較して優位と判断されるような施設写真等をもっと効果的な方法で積極的に公開し印象付け、課題である生徒募集にも有効活用することを検討すべきではないかと考える。

また、現在の「寮生活」の画像はウェブブラウザ「Internet Explorer（インターネットエクスプローラー）」では閲覧できるが、ウィンドウズ10で使用されている「MicrosoftEdge（マイクロソフトエッジ）」では表示されない状況があるので、これも対応が適切と思われる。

真を増やしたり、写真のサイズを大きくすることで、視覚効果の向上を図ることとした。

また、学校独自の取組についても、これまで以上に充実させることとし、学習環境だけではなく、学習内容面の魅力も広く広報することにより、より効果的な広報に努めることとした。

なお、画像が「MicrosoftEdge（マイクロソフトエッジ）」で表示されない状況については、改善済みである。